

定率負担に係るグループホーム、 入所施設(20歳以上)の個別減免(低所得1, 2)

1 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)

制度施行後3年間、食事提供や人的サービスが事業者により提供されるグループホーム、入所施設(20歳以上)利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。

2 費用基準と収入を比較(預貯金等を有している者は対象外)

グループホーム、入所施設それぞれで設定する基本的な費用尺度と本人の収入を比較し、定率負担の個別減免の範囲を定め実施。なお、一定の預貯金等を有している者は対象外。

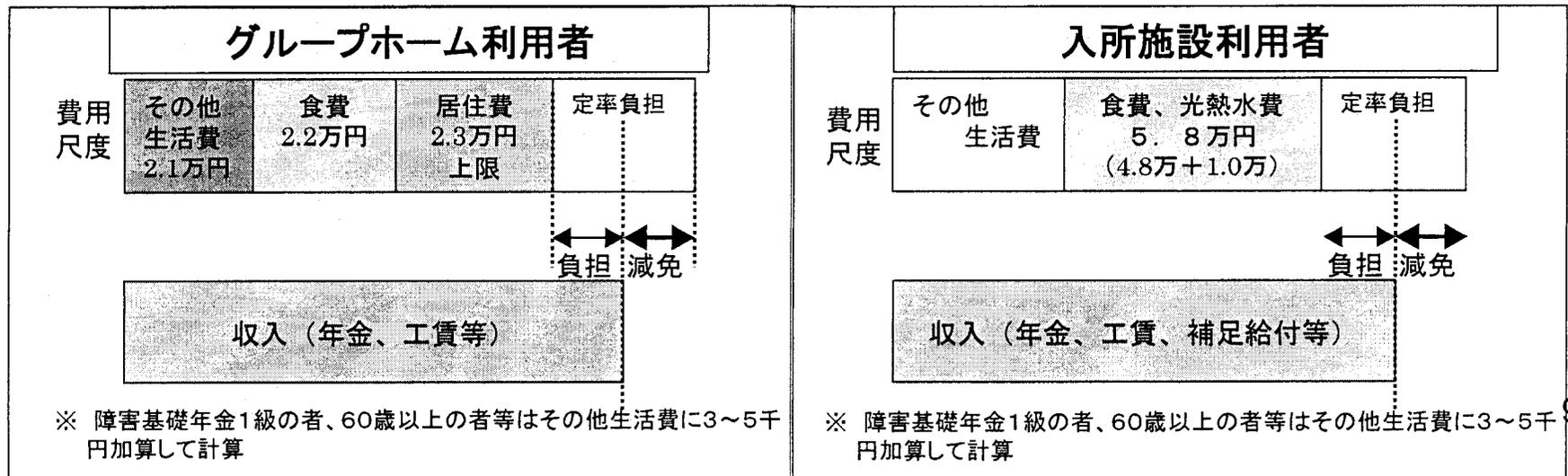
<費用基準>

グループホーム: 現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定(6.6万円の費用構成は、家計調査等を踏まえ、施行時までに検討)

入所施設(20歳以上): 補足給付の費用基準と同じもの。

<収入認定>

費用基準で一定の加算を受ける者以外については、賃金、工賃等に3千円の基礎控除を設ける。それ以外の収入の計算方式については、施行時までに別途検討。



定率負担の個別減免(グループホーム/入所施設)に係る収入認定

1 工賃等

賃金、工賃等については、基礎控除として3千円(費用基準への3~5千円の加算による負担軽減措置を受けている者は除く)を設定。 → 月額3千円の負担軽減措置

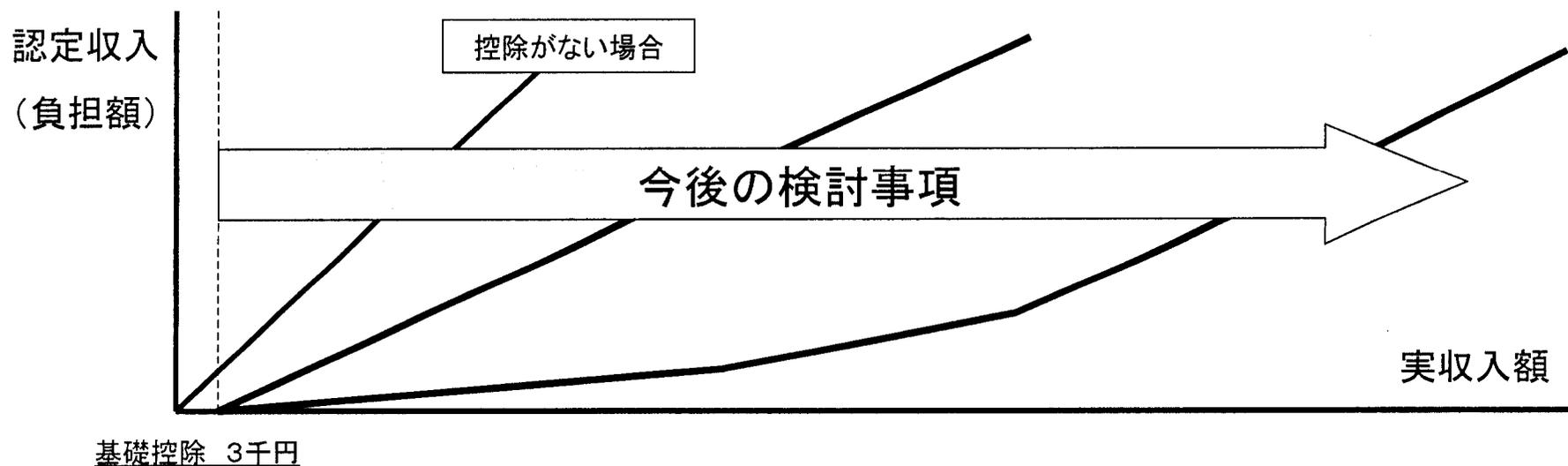
2 年金等

年金(障害基礎年金2級相当額以下)、仕送り等は、基本的に全額を収入として認定

3 今後の検討事項

- ① 賃金、工賃等の基礎控除以上の額、及び障害基礎年金2級相当を超える年金額に係る控除の方法は、グループホーム、入所施設別に制度施行時までには検討。
- ② なお、入所施設については、障害基礎年金1級程度の収入以下の者は、食費等に係る補足給付を受けていることから、グループホームとは別の基準を設ける方向で検討。

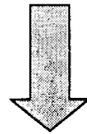
賃金、工賃等の控除の計算方式のイメージ



定率負担に係る特別減額制度(生活保護への移行防止)の概要 — 地域生活、入所施設共通 —

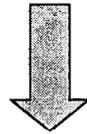
本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。

月額上限24,600円



より低い上限額を適用

月額上限15,000円



より低い上限額を適用

月額上限 0円

※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。

今回講じた主な経過措置の概要

1 地域生活関係の経過措置(施行後3年間)

①通所施設の食費負担に係る減額(生保・低所得1、2が対象)

○食費負担について、人件費相当分を給付する。(月額5千円程度(本来の負担の1/3程度)となる。)

②グループホームの定率負担に係る個別減免(低所得1、2が対象)

○定率負担について、一定額以下の預貯金等しか有しない者であって、一定の基準で算出した生活費(施行時は障害基礎年金2級相当)と本人の収入とを比較して、定率負担が困難なものに対して、個別に減免。

(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

2 入所施設関係の経過措置(施行後3年ごとに段階的に見直し)

①20才以上の入所者に対する負担の経過措置

○食費負担について、食費や居住費以外の「その他生活費」として一定の額(18年～2.5万円、21年～2.1万円など)が残るようにした上で、収入の範囲内で食費等の実費を負担する。

○定率負担については、グループホームと同様の個別の減免を、同じ期間実施。

②20才未満の入所者に対する負担の経過措置

○収入のない20才未満の者について、地域生活をしていれば通常かかる程度の費用(収入別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担を親等に求める。